

令和元年度 第2回 北見市社会福祉審議会 資料

(令和元年11月13日開催)

1. 議題

- 1) 地域福祉計画策定スケジュール(案)について・・・1頁
- 2) 地域福祉計画の策定に関する基本方針(案)
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～9頁
- 3) 地域福祉に関するアンケート調査(案)
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～21頁

保健福祉部

【第4期：令和3年度～】

北見市地域福祉計画の策定に関する基本方針（案）

北見市地域福祉計画は、平成18年2月に「第1期計画」を策定し、その後の市町合併に応じた必要な見直しを加え、平成21年3月に「【改訂版】第1期計画」、平成23年3月には「第2期計画」、平成28年3月には「第3期計画」を策定したところです。

この「第3期計画」は、令和2年度をもって計画期間を満了することから、社会福祉法の改正及び地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ「第4期計画」の策定を行なうこととします。

この基本方針（案）は、計画策定の基本的な考え方を示したもので、市民及び庁内への説明資料として作成したものです。

1. 計画策定の基本的な考え方

現行計画策定後、地域福祉に関連する様々な法や制度が設けられており、これらとの整合性を図りながら計画の策定を進めます。

社会福祉法（抜粋） 下線部分～平成30年4月1日施行の改正箇所

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

今回の策定作業では、上記のとおり大幅な法改正等があったことから、現行計画の基本理念は維持しつつ、基本目標以下は、これまでの計画で目指してきたものを尊重しながら、上記法改正や国から示された指針等に基づき再整理したうえで計画の策定を進めます。

また、国の策定ガイドラインにおいて、いわゆる「上位計画」として位置付けられたことから、北見市の他の基本計画と同程度の計画期間(10年)にするとともに、上位計画を基に具体的な事業が展開できるよう、地域福祉に関する行政施策の大きな方向性を示す計画として整理します。

「まちづくり基本条例」は、まちづくりを進める上での最高規範と位置づけられる条例であることから、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合性を図りながら計画の策定を進めます。

アンケート調査やパブリックコメントなどにより、地域住民の意識の変化や地域福祉に関する意見の把握に努めます。

施策の方向性に対する具体的な事業については、進捗状況及び成果の点検を行い、事業の取捨選択や見直しなどにつなげます。

2 . 計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

「市町村地域福祉計画」は、地域における支えあい、助けあいの仕組みづくりの道筋を示すとともに、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るために策定される社会福祉法に基づく行政計画です。(努力義務規定)

今日の少子高齢化、要配慮者や避難行動要支援者への支援、子どもや高齢者等への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、特に地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。

また、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」や認知症患者の介護を認知症の家族が行う「認認介護」、育児と同時に親などの介護が重なる「ダブルケア」の問題、80代の親と50代の子どもが世帯ごと困窮する「8050（はちまるごーまる）問題」など、新たな社会問題も顕在化してきています。

こうした状況の中、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりや、住民相互のつながりを強め、互いに思いやりをもって支えあうまちを築いていくことが今、より一層強く求められています。

一方、国では「地域共生社会」の実現を改革の基本コンセプトに、市町村が「住民に身近な圏域」(小学校区又は自治会単位などと例示)において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制や地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備に努めるよう社会福祉法などを改正しました。(社会福祉法第106条の3及び国指針。平成30年4月1日施行)

地域福祉計画は、こうしたまちづくりを進めるため、市民の主体的な参加のもとに、市民と行政の協働で地域の福祉を考え、21世紀の北見市の福祉ビジョンを明らかにするため策定されるものであり、自助、互助、共助、公助があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指すものです。

3 . 計画の位置付け

法的な位置付け

- ・ 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けます。
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」を包含します。

地域福祉計画に包含する個別計画については、他の項目との整合性を図るため、地域福祉計画上では、大きな方向性を示すのみとします。個別具体的な取り組みを計画として定めなければならない場合は、別途担当部署においてアクションプランなどを策定するなどその方針について検討を進めてもらいます。

北見市まちづくり基本条例及び北見市総合計画との関係

- ・ 平成 22 年 12 月に制定された「まちづくり基本条例」は、**まちづくりの最高規範と位置付けられており、市政運営における最上位の計画である「北見市総合計画」の策定を義務付けています。**
- ・ 地域福祉計画は、「北見市総合計画」の**分野別計画の一つ**として位置付けられます。

分野別個別計画との関係

- ・ 北見市は、既に高齢者・障がい者・児童などの個別計画を策定しており、それぞれの計画に沿った取り組みを進めています。**そのため、高齢者、障がい者、児童、その他地域福祉に関連する各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要となる基本的な考え方を示すとともに、地域福祉に関する行政施策の大きな方向性を示す計画として位置付けます。**
- ・ また、国の計画策定ガイドライン等通知(平成 29 年 12 月 12 日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」)において、他の計画と重なる部分については、その計画をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされたことから、他計画と役割分担しながら、進行管理などにおける重複作業を減らすよう再整理します。

主な関連計画と概要

分野	北見市の計画名	根拠法と法定計画名	法律上の計画概要
高齢者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 7 期)	老人福祉法第 20 条の 8(老人福祉計画)	老人福祉事業の見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
		介護保険法第 117 条(介護保険事業計画)	介護サービスなど見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
障がい者	障がい者計画(第 2 期)	障害者基本法第 11 条第 3 項(障害者計画)	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的なも

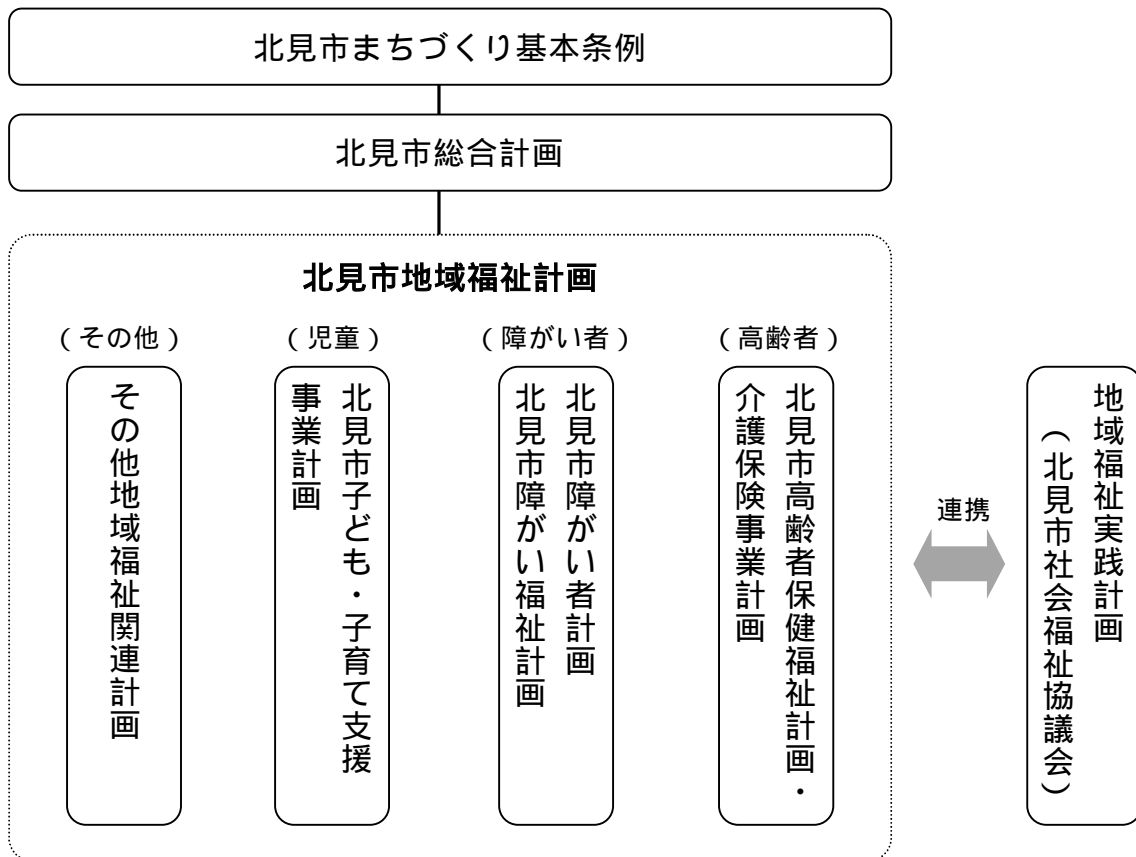
			のを定める 基本計画
	障がい福祉計画(第5期)	障害者総合支援法第88条(障害福祉計画)	障がい福祉サービスなどの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
		児童福祉法第33条の20(障害児福祉計画)	障がい児の通所及び相談支援などの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
児童	子ども・子育て支援事業計画(第1期)	子ども・子育て支援法第61条(子ども・子育て支援事業計画)	保育や子ども・子育て支援事業などの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画

根拠法の前に **があるものは、当該法律で地域福祉計画と調和を保つよう規定されている計画**

北見市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関係

- ・社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉実践計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。地域福祉計画と地域福祉実践計画は相互に重要な役割を果たすものであり、地域福祉実践計画との密接な連携を図ります。

再整理後の他計画等との関係図



4 . 計画の概要

「基本理念」について（現行計画の総論部分）

- ・計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、今後の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。そのため、第4期計画においても第1期からの基本理念をそのまま引き継ぎます。

基本理念

ふれあって 支えあって 助けあって・・・
どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります

「基本目標」以下について

- ・現行計画では、4つの基本目標に沿って12の基本施策を掲げ、基本施策に対応した27の推進施策、推進施策に対応した51の推進事業が盛り込まれています。
- ・社会福祉法第106条の3及び国指針により、「住民に身近な圏域」におけるコミュニティ施策の意味合いが強まったこと及び策定ガイドラインで既定の他計画と重複する部分は、他計画をもって地域福祉計画の一部と見なすことができるとされたことから、他計画と重複する部分は極力削除し、他計画に掲載されていないものなどを掲載するよう整理します。
- ・現行計画の目指すものとして「家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指す。」とされていることから、自助、互助、共助の維持・発展のために行政及び社協等がどのような施策を展開していくのかという形で基本目標を以下のとおり整理します。

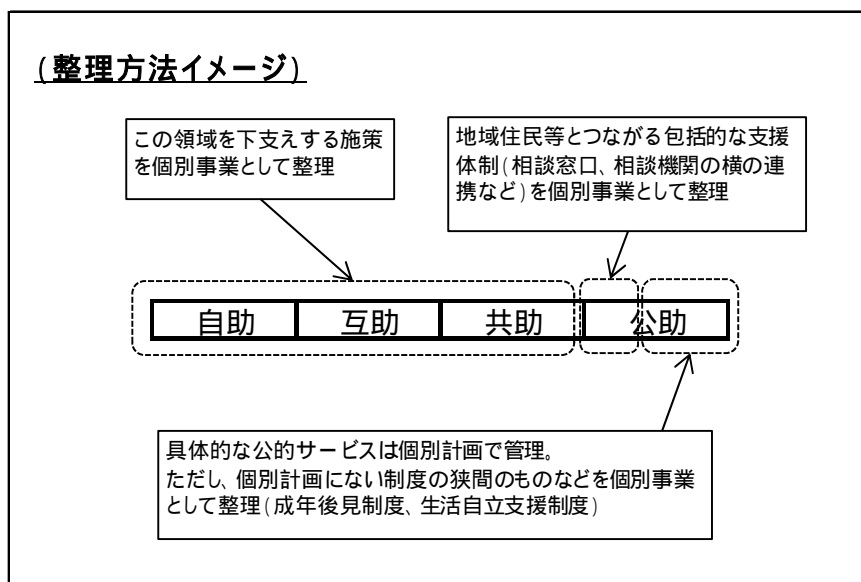
基本目標

基本目標	自助へつなげる土台づくり
基本目標	互助へつなげる環境づくり
基本目標	共助へつなげる地域づくり
基本目標	公助につなげる基盤づくり

- ・基本目標にぶらさがる基本施策については、第3期までの基本施策等や第4期策定の方向性、現行の実施事業などを勘案し、具体的な事業の大きな方向性として以下のとおり整理します。

- ・第4期からは、基本施策に対応する推進施策や推進事業などは掲載せず、現在実施している具体的事業を掲載するなどし、基本施策の方向性がより分かりやすくなるよう整理します。

基本目標	自助へつなげる土台づくり
	誰もが健康で生きがいを持って暮らせるような施策を展開します。
	誰もが社会参加できるような施策を展開します。
基本目標	互助へつなげる環境づくり
	市民の福祉意識を醸成するような施策を展開します。
	ボランティアの担い手を育成・支援する施策を展開します。
基本目標	共助へつなげる地域づくり
	地域活動団体の運営・活動を財政面から支援します。
	地域活動団体の運営・活動を財政面以外の側面から支援します。
	地域活動団体等の活動場所の確保を図ります。
基本目標	公助につなげる基盤づくり
	公的サービスを必要とする方へより分かりやすい情報提供・発信に努めます。
	公的サービスを必要とする方の相談窓口の整備を進めます。
	複雑化する課題に対応するため関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。
	公的サービスの充実に努めます。



5 . 計画策定に向けた具体的な取り組み

(1) 策定体制について

地域福祉計画は行政計画であることから、行政内部において、福祉、子育て、市民活動など関連部門の担当者と組織される「北見市保健福祉施策推進委員会：地域福祉部会」において、計画素案等の検討を進めます。

計画策定に当たっては「北見市社会福祉審議会」（社会福祉に関する市長の諮問機関）へ諮問し意見をいただきながら、計画案を答申していただきます。また、計画案は議会（所管常任委員会）へ報告し、意見をいただきます。

地域福祉実践計画との連携を確保するため、市と社会福祉協議会は相互に連絡を取りながら事務を進めます。

(2) 策定スケジュールについて(別添資料参照)

令和3年3月までにすべての作業を了し、公表します。

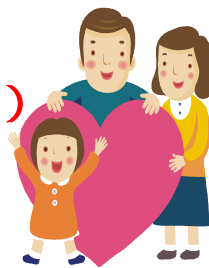
具体的な作業スケジュール及び計画策定の手法については、行政でたたき台を示したうえで、社会福祉審議会の中で検討していただきます。

6 . 計画の推進体制

計画の進行管理については、全市的に行っている事務事業評価と重複する部分があることから、事務事業評価などの既存の制度を活用するなど事務負担の軽減を図ります。

地域福祉に関するアンケート調査（案）

～アンケート調査ご協力のお願い～



皆様には、日頃より市政へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北見市では、地域福祉の一層の推進を図り、市民誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、「第4期北見市地域福祉計画」の策定を進めることとしております。

本調査は、その一環として実施するものであり、アンケートを通じ、皆様の地域の福祉に関する考えやご意見をお聞きし、今後の計画策定に活用させていただくものです。

なお、調査は市内在住の18歳以上の方の中から無作為に~~1,280~~2,000人を抽出させていただきました。ご記入いただいた内容は、すべてコンピュータで統計的に処理し、個人にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 月

北見市長 辻 直孝

ご回答についてのお願い

調査票の記入について

- ・この調査票の回答は、あて名のご本人がご記入ください。
- ・お答えは、選択肢の該当する番号を指定の数だけ で囲んでください。
- ・記入するものについては（ ）内に記入してください。

調査票の回収について

- ・ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、月 日（ ）までに投函してください。（切手は不要です）

調査についてのお問い合わせ

北見市保健福祉部総務課計画調整係

電話 33 - 1354(直通) ファクシミリ 26 - 6323

E - mail fukushisomu@city.kitami.lg.jp

以下、新規追加

コメント [北見市1]: 他市アンケートを参考に基本的な説明などを追加

地域福祉って何？

ふだんの生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか？
子育てが不安だけ相談する相手がいない...、高齢のひとり暮らしだが災害時に誰か助けてくれる人がいるか心配...、など。こういった不安は、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できることがあります。

「地域福祉」とはそのような問題を地域の中で解決し、**「住み慣れた地域で誰もが安心して生活が送れるよう、地域全体で自分たちの住むまちを暮らしやすくする取り組み」**のことを言います。例えば、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動といえます。

地域福祉計画とは？

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉」を推進する包括的な施策をとおして、その地域で暮らす皆さんの支えあい・助けあいを行政機関（各市町村）が支援する計画です。

高齢者や障がいのある人たちを対象にした行政計画（高齢者保健福祉計画や障がい福祉計画など）と異なり、「地域福祉計画」は、その地域で暮らすすべての人たちを支援する行政計画であり、行政等が取り組む大きな方向性を示す基本計画となります。

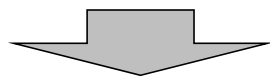
地域福祉計画が目指すもの

北見市では、

「ふれあって 支えあって 助けあって・・・

どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります」

を計画の基本理念に地域福祉を推進しています。



そのためには？

地域のことや、日ごろ感じる生活の課題などを一番よく知っている地域の皆さんの参加と協力が必要不可欠となります。

**市民参加の一環として、アンケート調査へのご協力を
よろしくをお願いします。**

地域福祉に関するアンケート調査票

あなたの年齢、世帯構成など基礎的なことについておたずねします。

問1 あなたの性別はどちらですか。(は1つだけ)

1. 男 2. 女 3. 答えたくない

コメント [北見市2]: 見やすくするため、枠を追加
ページ数を少なくするため、枠を追加
性同一性障がいのある人への配慮から
「3. 答えたくない」を追加

問2 あなたの年齢は令和元年 月 日現在、満何歳ですか。(は1つだけ)

1. 18歳~29歳 2. 30歳~39歳 3. 40歳~49歳
4. 50歳~59歳 5. 60歳~69歳 6. 70歳以上

問3 あなたのご職業は何ですか。(は1つだけ)

1. 農・林・水産業 2. 自営業 3. 公務員
4. 会社員・団体職員(経営者、役員を含む) 5. パート・アルバイト
6. 専業主婦 7. 学生 8. 無職 9. その他()

問4 あなたが現在同居されている家族構成は次のどれですか。(は1つだけ)

1. 単身世帯(1人) 2. 夫婦だけ(1世代世帯)
3. 親と子(2世代世帯) 4. 祖父母と親と子(3世代世帯)
5. その他()

~~問5 あなたの住まいは次のどれですか。(は1つだけ)~~

- ~~1. 戸建て持ち家 2. 戸建て借家
3. 分譲マンション 4. 賃貸マンション・アパート
5. 公営住宅 6. 下宿・寮
7. その他()~~

問6 あなたの北見市での居住年数は何年ですか。(は1つだけ)

1. 1年未満 2. 1~5年 3. 6~10年
4. 11~15年 5. 16~20年 6. 21年以上

問7 あなたの北見市での居住地(自治区)は次のどこですか。(は1つだけ)

1. 北見自治区 2. 端野自治区 3. 常呂自治区 4. 留辺蘂自治区

問(新規) 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような人はいますか。(あてはまるものすべてに)

1. 小学校入学前の子ども 2. 小・中学生 3. 高校生
4. 65歳以上の人 5. 介護を必要とする人
6. 障がいのある人 7. いずれもない

コメント [北見市3]: 福祉に関する意識
などとクロス集計

問(新規) あなたの世帯は、町内会・自治会に加入していますか。(は1つだけ)

1. 加入している
2. 加入していない
3. わからない

コメント [北見市4]: 地域でのつながりや地域福祉活動への参加意識などとクロス集計

住民活動、地域福祉活動地域との関わりについてお伺

いします。

コメント [北見市5]: コミュニティ施策の意味合いが強まったことから、2番目だったものを1番目に移動。
大項目を分割・整理
他市アンケートを参考に市民の意識やできることなどを追加・拡充

問13 あなたは、ふだん近所の方との程度のおつきあいをしていますか。
(は1つだけ)

1. 家を行き来するなど親しくつきあっている。
2. 顔が会えば立ち話をする程度。
3. あいさつをする程度。
4. ほとんどつきあいはない。
5. 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない。

問(新規) あなたは今後、どの程度、近所づきあいをしたいと思いますか。
(は1つだけ)

1. 家を行き来するなど親しくつきあいたい。
2. 顔が会えば立ち話をする程度でよい。
3. あいさつをする程度でよい。
4. つきあいたくない。

問(新規) 近所づきあいに対して、あなたの考えに近いものは次のうちどれですか。
(は1つだけ)

1. 親しく相談したり助け合ったりするのは当然である
2. わずらわしいと思うこともあるが、必要である
3. わずらわしいことが多いので、あまりしたくない
4. なくても困らないので、したくない
5. わからない

問(新規) 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「寝たきりの方や障がいのある方がいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援(日常生活上のお手伝いなど)について、あなたの考えに近いものは次のうちどれですか。
(は1つだけ)

1. できる範囲で支援したい
2. 支援をしたいが、何をすればいいかわからない
3. 支援をしたいが、余裕がない
4. 支援はしなくてよい
5. わからない

問 1 5 あなたは、地域でおきる様々な生活課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。(**は1つだけ**)

1. 必要だと思う。(問 1 6 にお進みください)
2. 必要だと思わない。(問 1 7 にお進みください)
3. わからない

→(問 1 5 で「必要だと思う」と答えた方へおたずねします)

問 1 6 あなたは、地域でおきる様々な生活課題に対する住民相互の協力のためには、どんなことが必要だと思いますか。(**最も強く思うもの1つに**)

1. 町内会が中心となって住民相互の交流活動を進めること。
2. 自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること。
3. 仕事を持つ人、退職者が地域の活動に積極的に参加すること。
4. ボランティアやNPO(民間非営利組織)の活動を盛んにすること。
5. 地域の人が気軽に集まれる場所を作ること。
6. 行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること
7. その他(具体的に)
8. わからない

→(問 1 5 で「必要だと思わない」と答えた方へおたずねします)

問 1 7 住民相互の協力が必要だと思わない理由は何ですか。(**は1つだけ**)

1. 地域社会の課題は、行政が全面的に対応すべきであるから。
2. 他人とのかかわりを持たなくても生活が可能だから。
3. 個々の生活は一人ひとりの責任、自覚の問題だから。
4. 住民相互の協力関係に基づく活動に期待していないから。
5. 友人・知人との結びつきがあれば十分であるから。
6. その他(具体的に)
7. わからない

問(新規) あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか(公的なサービスを除く)。(**あてはまるものすべてに**)

- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| 1. 病院などの外出の手伝い | 2. 安否確認の声かけ | 3. 災害時の手助け |
| 4. 短時間の子どもの預かり | 5. 買い物の手助け | 6. 家事の手伝い |
| 7. 間口の除雪 | 8. ごみ出し | 9. 話し相手 |
| 10. その他(具体的に) | 11. 特にない | |

問（新規） 近隣に高齢者や障がいのある人の介助・介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。
(あてはまるものすべてに)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 1 . 病院などの外出の手伝い | 2 . 安否確認の声かけ | 3 . 災害時の手助け |
| 4 . 短時間の子どもの預かり | 5 . 買い物の手助け | 6 . 家事の手伝い |
| 7 . 間口の除雪 | 8 . ごみ出し | 9 . 話し相手 |
| 10 . その他(具体的に) | | 11 . 特にない |

問（新規） あなたにとって住民がお互いに助け合いをすれば、どの「範囲」が最もよいと思いますか。(は1つだけ)

- | | | | | |
|----------|---------|-----------|----------|----------|
| 1 . 隣近所 | 2 . 班・組 | 3 . 町内会 | 4 . 小学校区 | 5 . 中学校区 |
| 6 . 各自治区 | 7 . 市全域 | 8 . わからない | | |

問25 地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(は1つだけ)

- | |
|---|
| 1 . 地域福祉の充実を進める最終的な責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない。 |
| 2 . 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである。 |
| 3 . 家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである。 |
| 4 . 福祉課題については、行政も住民も協力しあい、共に取り組むべきである。 |
| 5 . わからない。 |

コメント [北見市6]: 大項目「福祉のまちづくり」から移行

住民活動、地域福祉活動についてお伺いします。

問14 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。(は1つだけ)

- ~~1 . 積極的に参加している。~~
- ~~2 . ときどき参加している。~~
- ~~3 . あまり参加していない。~~
- ~~4 . 参加していない。~~

コメント [北見市7]: コミュニティ施策の意味合いが強まったことから、2番目だったものを1番目に移動。
大項目を分割・整理
他市のアンケートを参考に追加・整理

コメント [北見市8]: 問19と重複するので削除

問18 町内会が取り扱う会員の個人情報について、あなたの考えに最も近いのは次のどの意見ですか。(は1つだけ)

- ~~1 . 町内会活動の推進のためには、会員の個人情報が必要であり、町内会に個人情報を提出すべきと思う。~~
- ~~2 . 個人情報の利用目的と取り扱いのルールが明確にされれば、町内会に個人情報を提出してもいいと思う。~~

コメント [北見市9]: 他市アンケートではあまり見られない設問のため削除

- ~~3. 町内会活動の推進のためには、会員の個人情報が必要であると思うが、町内会に個人情報を提出するのは抵抗がある。~~
- ~~4. 町内会活動の推進のためには、会員の個人情報は必要ないと思う。~~
- ~~5. その他（具体的に~~
- ~~6. わからない~~

問 1 9 あなたは、「福祉」の分野に限らず、ボランティア活動 などの地域の活動(以下、地域活動)に参加したことがありますか。(は1つだけ)

ボランティア活動：自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動。

- 1. 参加している。
- 2. 以前に参加したことがある。 (問 2 0 にお進みください)
- 3. 参加したことがない。 (問 ~~2 1~~ 2 2 (3 問後) にお進みください)

(問 1 9 で「参加している」又は「以前に参加したことがある」と答えた方におたずねします。)

問 2 0 あなたは、どのようなボランティア地域活動をしてきましたか。(あてはまるものすべてに は該当する番号すべて)

- 1. 高齢者の援助
- 2. 障がい者(児)の援助
- 3. 子育ての支援や子どもの世話
- 4. 自然や環境保護に関する活動
- 5. 国際交流に関する活動
- 6. 青少年の健全育成に関する活動
- 7. スポーツ・文化に関する活動
- 8. まちづくりに関する活動
- 9. お祭りなど住民交流活動
- 10. 防犯・交通安全に関する活動
- 11. 防災に関する活動
- 12. 趣味・特技などのサークル活動
- ~~9~~ 13. 自治会活動(町内会活動等)
- ~~4~~ 14. その他(具体的に)

(問 1 9 で「参加している」又は「以前に参加したことがある」と答えた方におたずねします。)

問 (新規) 地域活動に参加した理由は何ですか。(あてはまるものすべてに)

- 1. 活動に関心があったから
- 2. 活動にやりがいを感じたから
- 3. 活動することにメリットを感じたから
- 4. 知人に勧められたから
- 5. 誘いをことわれなかったから
- 6. 輪番制だから
- 7. その他(具体的に)

(問 1 9 で「参加したことがない」と答えた方におたずねします。)

問 2 1 ボランティア地域活動に参加したことがない理由は何ですか。(は1つだけ)

- 1. 仕事や家事で忙しいから。
- 2. 体が弱い、病気がちであるから。
- 3. 高齢者や病気の家族の世話をしているから。
- 4. 活動の内容や参加の方法がわからないから。
- 5. 興味や関心がないから
- 6. その他(具体的に)

問22 あなたは、北見市社会福祉協議会を知っていますか。(は1つだけ)

1. 名前も活動も知っている。
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない。
3. 名前も活動内容も知らない。

問23 あなたは、あなたの地域の民生委員児童委員さんを知っていますか。(は1つだけ)

1. 地域の民生委員児童委員さんも活動内容も知っている。
2. 地域の民生委員児童委員さんは知っているが、活動内容は知らない。
3. 地域の民生委員児童委員さんは知らないが、活動内容は知っている。
4. 地域の民生委員児童委員さんも活動内容も知らない。

「福祉」サービスについてお伺いします。

コメント [北見市10]: 他市のアンケート調査を参考に大項目「福祉サービス」と「福祉のまちづくり」を統合し、「福祉」として整理

問(新規) あなたは福祉に関心がありますか。(は1つだけ)

1. とても関心がある
 2. ある程度関心がある
 3. あまり関心がない
 4. 全く関心がない
 5. わからない
- (問?(次)にお進みください)

(問?(前問)で「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方におたずねします。)

問(新規) 関心がある福祉はどの分野ですか。(あてはまるものすべてに)

1. 高齢者に関する福祉
2. 障がいのある人に関する福祉
3. ひとり親家庭、児童福祉、子育て支援
4. 低所得者に関する福祉
5. 福祉全般
6. その他(具体的に)

問(新規) 北見市はどのようなまちだと思いますか。(はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	どちらかといえば	どちらかといえは	そう思わない	分からない
高齢者が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5

障がいのある人が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
子育てしやすいまち	1	2	3	4	5
困ったときに助け合えるまち	1	2	3	4	5

問8 ~~あなたは、北見市の福祉サービスや福祉施設などについて、どの程度ご存知ですか。(—は1つだけ)~~

- ~~1. 十分な情報と知識があると思う。~~
- ~~2. 十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う。~~
- ~~3. ほとんど知らない。~~
- ~~4. その他()~~

問9 ~~あなたは、現在、何らかの日常生活における支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。(—は1つだけ)~~

- ~~1. 十分な福祉サービスを受けていると思う。~~
- ~~2. ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う。~~
- ~~3. 十分な福祉サービスを受けているとは思えない。~~
- ~~4. わからない。~~
- ~~5. その他()~~

問10 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
(**あてはまるものすべてに は該当する番号すべて**)

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 1. 広報きたみ | 2. 新聞・雑誌・テレビ | 3. インターネット |
| 4. 知人・友人 | 5. 民生委員児童委員 | 7-6. 社会福祉協議会 |
| 6-7. 市役所(総合支所・支所・出張所) | | |
| 8. 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター) | | |
| 9. その他(具体的に) | | |

コメント [北見市11]: 北見市では通称名を使用していることから修正

問11 ~~あなたは、福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものは次のどれですか。(—は1つだけ)~~

- ~~1. サービスを提供する事業所の数を増やし、設備を充実させる。~~
- ~~2. サービスに関する情報提供窓口を増やす。~~
- ~~3. サービス利用者を保護する権利擁護や苦情対応などの取り組みを充実させる。~~
- ~~4. 住民による福祉活動(ボランティア活動など)を活発にさせる。~~
- ~~5. 情報や知識を身に付けるための地域での学習機会を充実させる。~~
- ~~6. その他(具体的に)~~

問12 ~~福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金や保険料などの負担について、あなたの考えに最も近いのは次のどの意見ですか。(—は1つだけ)~~

- ~~1. 福祉サービスを充実させるためには、税金や保険料などの負担が重くなってもやむを得ない。~~
- ~~2. 福祉サービスは充実させるべきだと思うが、税金や保険料などの負担が今より重くなるのは好ましくない。~~
- ~~3. 福祉サービスを充実させることができなくても、税金や保険料などの負担を軽くするべきである。~~
- ~~4. わからない~~
- ~~5. その他(具体的に)~~

問29 あなたは、地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか。
(—は3つまで)

1. 福祉意識を高めるための広報、啓発の強化
2. 身近な場所での相談窓口の充実
3. 市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり
4. 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成
5. 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材養成
6. ボランティア、NPOなどの育成支援
7. 学校教育や社会教育での福祉教育の充実
8. 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実
9. その他(具体的に)

コメント [北見市12]: 大項目「福祉のまちづくり」から移行

~~福祉のまちづくりについてお伺いします。~~

コメント [北見市13]: 大項目「福祉」に統合・整理

問24 ~~あなたは、北見市の現在の福祉水準(公的なサービス、ボランティア活動を含む)についてどのように感じていますか。(—は1つだけ)~~

- ~~1. 非常に進んでいる。~~
- ~~2. 進んでいる。~~
- ~~3. 普通~~
- ~~4. 遅れている。~~
- ~~5. 非常に遅れている。~~
- ~~6. わからない。~~

問2-6 あなたは、バリアフリー（高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境づくり）のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（~~は3つまで~~）

- ~~1. 段差のない広い歩道の整備~~
- ~~2. 案内標識・音声や誘導ブロック等の設置~~
- ~~3. 車椅子対応の駐車場やトイレの整備~~
- ~~4. 住宅の改修に対する補助や融資の拡大~~
- ~~5. 公共交通機関の整備（駅舎の改善、ノンステップバスの導入など）~~
- ~~6. 市役所や学校などの公共施設の整備改善~~
- ~~7. 気軽に助け合える意識づくり~~
- ~~8. 就学、就労機会の差別撤廃~~
- ~~9. その他（具体的に_____）~~
- ~~10. わからない~~

問2-7 あなたは、限られた財源を有効に活用するため、今後、特に重視していくことが望ましい福祉分野は次のどれだと思いますか。（~~は一つだけ~~）

- ~~1. 高齢者福祉~~ ~~2. 障がい(児)者福祉~~ ~~3. 児童福祉~~
- ~~4. ひとり親福祉~~ ~~5. 低所得者福祉~~ ~~6. 特になし~~
- ~~7. わからない~~

問2-8 あなたは、災害時や緊急時における一人暮らしの高齢者や障がい者の安否確認、支援を行うための体制は、次のどれが良いと思いますか。（~~は一つだけ~~）

- ~~1. 行政が要介護者台帳を整備し、行政が責任をもって支援を行う。~~
- ~~2. 地域の事情に詳しい民生委員児童委員を中心に支援を行う。~~
- ~~3. 町内会を中心とした助け合い活動の中で、要介護者台帳を整備し支援を行う。~~
- ~~4. 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動の中で支援を行う。~~
- ~~5. 行政、民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークを構築し支援を行う。~~
- ~~6. その他（具体的に_____）~~
- ~~7. わからない~~

